

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白鷹町	小山沢地区 (小山沢)	令和4年2月4日	令和5年3月29日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	94 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	58 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5 ha

注：④の面積は、以下の「5 中心経営体」の「備考（今後引き受ける意向のある耕作面積）」欄の合計の面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

<p>地区内の担い手のみでの集積・集約化には限界がある。将来的には入作している方々の協力も得ていくとともに、日本型直接支払制度の有効活用により、農業者以外の方にも協力いただきながら、耕作放棄地を発生させない取り組みを継続し、農業・農村環境の保全に努めていくものとする。また、地域内において賃借料の一定の基準を設け、担い手への農地集積・集約化の円滑化を進めていく。</p>
---

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載します。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>集落毎の方針でも良い。 認定農業者を中心に農地の集約化を図るとともに、入作者の協力も得ながら農地の維持に取り組んでいく。</p>

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と町が判断する集落営農及び町の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。